

## 第 49 回指定都市市長会議に係る意見照会の取りまとめ結果について

## 1 市立小・中学校の 9 月入学・始業（教育機会の確保）について

| 賛 否 |      | 主な意見   |
|-----|------|--|
| 賛 成 | 6 市  | <p>○新型コロナウイルス感染症の影響による子どもの学習時間の確保の観点だけでなく、将来の子どもたちの国際教育交流の進展のためにも、現在グローバルスタンダードとなっている 9 月入学の導入に賛成する。</p> <p>○子どもの目線で考えることが必要。導入に伴う諸課題は、柔軟な発想をもって社会全体で解決すべきである。</p>                       |
| 慎重  | 10 市 | <p>○企業の採用活動や幼児教育との接続など、社会全体に与える影響も大きく、国民の理解が不可欠であること、教育現場や子どもたちに混乱を招く恐れがあることなどから、拙速に結論づけるのではなく、慎重に議論を深めていく必要がある。</p> <p>○導入に向けた検討を行うことには賛成であるが、多くの課題があるため、一定程度の期間と慎重かつ広範な議論が必要である。</p>   |
| 反対  | 4 市  | <p>○学校の 9 月入学・始業については、教員や教室の確保、保育園や幼稚園における子どもの受け入れなど、解決すべき課題が多岐にわたり、社会全体で国民的に議論すべきものである。</p> <p>○9 月入学・始業が必要とされている課題は本当に 9 月入学・始業でしか解決ができないのか。社会的コストやデメリットが低い手法での解決について議論があるように思えない。</p> |

## 2 特措法に基づく道府県知事の権限の指定都市市長への移譲又は付与について

| 賛 否 |     | 主な意見  |
|-----|-----|---|
| 賛 成 | 9 市 | 各地域の実情に応じて固有の取組みができる環境を整えることが重要であり、医療を含む諸資源が集積し、十分な行政能力を持つ指定都市が的確にその機能を発揮できるよう必要な権限移譲等を行うべきである。     |
| 慎重  | 9 市 | 今般の対応を踏まえ、多くの感染者が発生し、施設やノウハウ、マンパワー等を有する指定都市の市長に権限を移譲した方がより効果的に対応できる事案の有無・双方の最適な役割分担等についての検証が必要と考える。 |
| 反対  | 2 市 | 特措法の対象となる広域的な感染症対策は、国、道府県単位の視点からの措置執行が望ましい。特に市域外からの流入人口が多い大都市では、市域外自治体との調整のため、府県の調整が不可欠である。         |

## 3 緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付又は指定都市枠の明示について

| 賛 否 |      | 主な意見  |
|-----|------|---|
| 賛 成 | 15 市 | <p>○指定都市は、産業や医療機関が集積する圏域の中核都市として、感染の拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、保健所の運営主体としての役割も果たしていることから、指定都市への直接交付、指定都市枠の明示については賛成である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症は大都市圏での患者発生が多く、また、高度医療や救急医療を提供する医療機関は指定都市に集積していることから、指定都市の実情に応じて事業計画の策定や迅速な予算措置などスピード感を持った対応が可能となるよう、直接交付を求める</p> |
| 慎重  | 5 市  | 日頃から道府県と協調・連携し、緊急時だけでなく、平常時も含めた道府県と指定都市の適切な役割分担の在り方を検討・協議することが重要である。その上で、指定都市が役割を果たすべき部分については、主体的かつ機動的に施策展開できるようにするため、必要な財源が直接交付される方が望ましいと考える。  |
| 反対  | —    |   |